

主な改正内容

「現場代理人及び技術者等の適正配置について 別添2 運用の3」を以下のように改正します。なお、文中の建設事務所管内は大府市内、建設部及び建築局の表記については大府市と読み替えます。

【旧】平成31年3月31日まで

運用の3 現場責任者との兼務について

○次の①、②の双方の条件に該当する工事の現場責任者と同時に一件に限り、兼務できるものとする。

① 次の①、②のいずれかに該当する工事

①建設工事に該当する工種の当初設計金額が5百万円未満の建設工事

②建設工事に該当しない工事（草刈り、溝浚い等）

② 同一建設事務所管内（支所がある場合は当該支所管内）で施工する工事

【新】平成31年4月1日から

運用の3 現場代理人及び現場責任者との兼務について

○同一建設事務所管内（支所がある場合は当該支所管内）で施工する次の①、②、③のいずれかに該当する工事（②、③は建築局発注工事及び建築一式工事を除く）の現場代理人又は設計図書により定められた現場責任者と同時に一件に限り、兼務できるものとする。

① 現場責任者を配置する工事

② 二つの工事の請負金額の合計が3,500万円未満（税込み）で、原則、同時に現場作業を行わない場合

③ 二つの工事の請負金額がいずれも3,500万円未満（税込み）の建設部発注の維持補修工事で、原則、同時に現場作業を行わない場合

ただし、契約変更により一方の工事が請負金額（税込み）3,500万円以上（建築一式工事は7,000万円以上）となった場合は兼務不可とし、新たに現場代理人を配置すること。